

鉱山保安法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（作業監督者） 第四十三条（略） 2 鉱業権者は、掘削バードにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。 一―三（略） 3 鉱業権者は、<u>第一項の表の第一号（火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）</u>、第八号、第十号又は第十四号の上欄に定める作業をする作業監督者を選任するときは、<u>第一項の規定によるほか、それぞれ当該各号の下欄に掲げる資格を有する者</u>と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。 4（略） 第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	（作業監督者） 第四十三条（略） 2 鉱業権者は、掘削バードにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上と認めた者から選任することができる。 一―三（略） 3 鉱業権者は、<u>第一項の表の第十号の項の上欄に定める作業をする作業監督者を選任するときは、第一項の規定によるほか、同表の第十号の項の上欄に定める作業に関し同項の下欄に掲げる資格を有する者</u>と同等以上と産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。 4（略） 第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

2・3 (略)	災害、事故その他の事象			時 期	項 目
	一～十二 (略)	十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第九号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下への浸透により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	十四～二十四 (略)		
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)	災害、事故その他の事象			時 期	項 目
	一～十二 (略)	十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第八号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下への浸透により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	十四～二十四 (略)		
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（電気工作物） 第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項並びに第五十条、第七十一条を除く。）に規定する基準とする。 （坑廃水処理施設） 第三十条 （略） 2 （略） 3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）の試験方法によること。 イ （略） ロ 金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格K〇〇九四（工業用水・工業排水の試料採取方法） 四・五 （略）	（電気工作物） 第四条 電気工作物の技術基準は、前二条に定めるもののほか、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号。第十九条第一項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第五十条、第七十一条を除く。）に規定する基準とする。 （坑廃水処理施設） 第三十条 （略） 2 （略） 3 前項の坑水又は廃水の測定方法は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 坑水又は廃水の量の測定は、次に掲げる工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）の試験方法によること。 イ （略） ロ 金属鉱山等、石油鉱山及び附属施設においては、日本工業規格M〇二〇二（坑水・廃水試験方法） 四・五 （略）